

各 位

建設業労働災害防止協会  
静岡県支部富士分会  
分会長 石井源一平成 30 年度足場の組立て等作業主任者技能講習会開催について（ご案内）  
静岡労働局長登録教習機関（第 2-2 号 有効期間満了日 平成 31 年 3 月 30 日）

労働安全衛生法及び関係政省令の規定により、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さが 5 メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、都道府県労働局長の登録を受けた機関で行う技能講習を修了した者の中から足場の組立て等作業主任者を選任して、その者に作業に従事する労働者の指揮等をさせなければならないこととなっています。

当支部では、静岡労働局長登録教習機関として、当該作業主任者技能講習を下記により開催いたしますので、この機会に貴事業場の該当者には、是非受講していただくようご案内申し上げます。

## 記

1. 日 時 平成 30 年 8 月 29 日（水）～30 日（木）午前 8 時 45 分より  
（受付開始時間：8 時 15 分～8 時 35 分）
2. 場 所 富士建設業会館 2 階会議室 富士市本市場町 770 番地
3. 受 講 料 11,850 円（テキスト代・昼食代を含む）  
建災防会員は、10,850 円（テキスト代を 1,000 円補助の為）
4. 募 集 人 数 36 名
5. 講習科目及び時間

講習科目記号	講習科目	講習時間
イ	作業の方法に関する知識	7 時間
ロ	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3 時間
ハ	作業員に対する教育等に関する知識	1 時間 30 分
ニ	関係法令	1 時間 30 分

注) 1. 修了試験時間は講習時間に含まれません。

## 6. 受講資格

※作業従事経験とは、満18歳以上において当該業務に従事した期間です。

- ・危険有害業務の就業制限（法第62条）により、18歳未満の者は足場の組立て等の作業に従事することが出来ません。

**※足場の特別教育終了後とそれ以前の作業従事経験年数の合計が3年以上必要です。**

区分	資 格
1	足場の組立て、解体又は変更に関する作業（以下区分2及び3において「足場の組立て等の作業」という。）に3年以上従事した経験を有する者
2	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て等の作業に従事した経験を有するもの
3	次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後、2年以上足場の組立て等の作業に従事した経験を有するもの (1) 職業能力開発促進法に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者 (2) 職業能力開発促進法に定める居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練を修了した者 (3) 改正前の職業能力開発促進法の準則訓練である養成訓練のうち、とび科の訓練、職業訓練法の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び改正前の職業訓練法の養成訓練を修了した者 (4) 旧能開法の準則訓練である養成訓練のうち、建築科の訓練を修了した者 (5) 職業訓練法施行規則に規定する専修訓練課程の普通職業訓練のうち、改正前の職業訓練法施行規則に定めるとび科の訓練を修了した者

## 7. 受講申込手続

(1)電話での予約を先にしてから、受講申込書を取りに来てください。

配布期間：7月23日（月）～8月3日（金）まで

(2)受講申込書に必要事項を記入し、捺印の上、写真（ライカ版）2枚を貼付し受講料を添えて申込下さい。写真は無帽・正面・無背景で胸から上が写っている申請日6ヶ月以内に撮影したもの。

（※サイズは縦3cm×横2.5cmでカラーコピー等によるものは使用できません。）

(3)受講申込日：平成30年8月10日（金）まで

受付時間：午前9時～11時・午後1時～4時

(4)本人確認のため、イ・ロ・ハのいずれかのコピーを受講申込書に添付してください。

※お預かりした証明の写しは当支部で責任をもって管理します。

イ	写真付きの公的なものいずれか1点	自動車運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面、在留カード等
ロ	写真の無い公的なもの ①②より各1点	①住民票または国民健康保険証 ②国民健康保険証以外の健康保険証または年金手帳
ハ	①公的なものと②写真付きのもの各1点	①住民票または国民健康保険証 ②建災防静岡県支部が発行した技能講習等修了証(写真付)または公的機関が発行した資格証明書(写真付)

- (5) 外国人労働者の方は「在留カードに記載されている氏名」を受講申込書の氏名欄に記入していただきますので、在留カードのコピーを申込書に必ず添付してください。
- (6) 3の受講資格を証明する書類（作業従事証明書、卒業証明書・足場特別教育修了証・免許証等のコピー）を受講申込書に添付してください。
- (7) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。
- (8) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承ください。
- (9) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、富士分会へご連絡ください。

## 8. 助成金について

この講習は、建設労働者確保育成助成金の支給対象となります。

助成金の申請をされる場合は内訳の記載された領収書が必要になりますので、お支払いの際はその旨お申し出ください。

手続き方法については当支部ホームページをご覧ください。

※助成金に関する問合せ先 厚生労働省 静岡労働局 職業安定部 職業対策課

Tel.054-271-9970

## 9. その他

- (1) 受講日に持参するもの 受講票・筆記用具
- (2) テキストは受講当日、受付で配布
- (3) 遅刻、早退等により規定の時間を受講しない場合は、修了試験を受講できません。  
修了証は、修了試験合格者に交付します。
- (4) 受講の取り消しは、受講日の7日前まで、以後の取り消しについては、受講料の払い戻しはできません。
- (5) その他不明な点は、富士分会事務局（0545-61-2838）にお尋ね下さい。